

● **補助金額** 補助対象事業費の50% (限度額50万円)

◎ **問い合わせ先**：企画政策課地域振興係 ☎内線246

● **対象者**

① 市税 (空き家及び当該空き家の敷地にかかる固定資産税を含む) に滞納がないこと

② 3親等内の親族間での空き家の売却・賃貸等でないこと

③ 本補助金により、過去にリフォームを行っていないもの

④ 補助対象事業費が20万円以上

※ 工事着工後の申請は対象外となりますのでご注意ください。

空き家リフォーム促進事業の受付期間延長のご案内

● **交付状況**

① **交付日** 12月26日 (月)

② **認定事業所** (3団体)

- ・ 有限会社いらか
- ・ 有限会社丸徳建設
- ・ 社会福祉法人ささなみ福祉会

ささなみ保育園

◎ **問い合わせ先**：消防本部総務課 消防団係 ☎32-1019



お知らせ 垂水市消防団 協力事業所表示証

垂水市では、消防団活動に積極的に協力している事業所や団体に「垂水市消防団協力事業所表示証」を交付しています。

市内の事業所や団体で認定を希望する場合は、ご連絡ください。消防団や各事業所等と連携し、地域の消防防災力の充実と強化を図り、安心安全なまちづくりを構築してまいります。

確定申告相談会場と マイナンバーについて

平成28年分の確定申告書等にはマイナンバー (個人番号) の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

● **平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告**

■ **申告期間**

2月16日 (木) ~ 3月15日 (水)

● **平成28年1月1日から**

● **平成28年12月31日までの**

● **課税期間における消費税及び**

● **地方消費税の確定申告**

■ **申告期間**

2月16日 (木) ~ 3月31日 (金)

■ **申告会場**

鹿屋合同庁舎4階会議室

■ **開設期間**

2月16日 (木) ~ 3月15日 (水)

午前9時 ~ 午後4時

■ **マイナンバーカードに伴う**

● **本人確認**

① 通知カードの写し及び運転免許証等の身元確認書類の写し

② マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

◎ **問い合わせ先**

鹿屋税務署 ☎42-3127

2月は猫の 適正飼養推進月間

● **猫の適正飼養推進月間とは**

県では、飼い猫の適正飼養の推進と、終生飼養の徹底を図るため、毎年2月を「猫の適正飼養推進月間 (猫の飼い方を考える月間)」としています。「飼えなくなった」という理由で、保健所に引取りを依頼する前に、飼い主の責任を果たしましょう。



● **保健所での猫の引き取り数**

平成27年度 2535頭

● **適正飼養のルール**

① **室内で飼う**

猫は室内で飼い、交通事故、争いによるケガ、感染症などの危険から守りましょう。ふん尿や鳴き声、ごみを荒らすなど、周囲の方へ配慮することも飼主の責任です。猫を自由に放して周辺に迷惑をかけることは、猫

嫌いな人も増え、猫のためにもなりません。

② **不妊処置を行う**

飼い猫に子どもが生まれたら、その先の子どもたちに責任はとれるでしょうか。1匹のメス猫から子猫が生まれ、1年後には合計20匹以上になることもあり、病気の予防やストレスの軽減、マーキング行為の減少というメリットもあります。

③ **所有者明示する**

飼い猫だと分かるように、しっかりと所有者明示 (身元表示) をしましょう。たとえ室内飼いであっても、開いたドアからの脱走や突然の災害等で驚いて逃げてしまうことも考えられます。

④ **無責任な餌づけはやめる**

野良猫にエサを与えることは、近所に野良猫が増えることにつながり、被害が集中することになります。「かわいいそう」といった一時的な感情でエサを与えないようにしましょう。エサを与えるのであれば、自宅に引き取り、飼うようにしてください。

◎ **問い合わせ先**

鹿屋保健所 ☎52-2113

パブリックコメント、ご意見をお待ちしております!

● **パブリックコメント制度**とは計画や条例など市の政策を作る時に、その内容等を公表し、市民から提出された意見を参考にして意思決定を行う手続です。多くの方からのご意見をお待ちしております。なお、本制度は政策の賛否を問うものではありません。また、集計結果はHP等で公表し、意見提出者への個別回答は行いません。

第2期垂水市地域福祉計画 (素案)

■ **策定の背景・目的**

住民の視点にたった地域の暮らしづくりのために、福祉に関連する分野の方向性を示し、住民参加のもと福祉環境の向上を目指すため「第2期垂水市地域福祉計画」の策定を進めています。

■ **策定により期待されること**

住民の福祉課題、生活課題に対応し、「地域で人々が安心して、幸せに暮らすことができる環境づくり」が期待されます。

■ **担当課**

福祉課地域福祉係

TEL : 32-1115 (内線 125) FAX : 32-6625

mail : 28-2@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

第6次垂水市行政改革大綱 (素案)

■ **策定の背景・目的**

将来にわたって、質の高い行政サービスを提供できる行政運営に向け、これまでの行政改革大綱の考え方を継承しつつ、さらなる行政改革に取り組むため、その指針となる「第6次垂水市行政改革大綱」の策定作業を進めています。

■ **策定により期待されること**

本大綱を策定し、行政改革の取組を推進していくことで、将来にわたって、市民の皆さまへ質の高い行政サービスを提供することを目指します。

■ **担当課**

総務課人事行政係

TEL : 32-1124 (内線 224) FAX : 32-6625

mail : 28-3@po.city.tarumizu.kagoshima.jp

■ **募集期間** 2月1日 (水) ~ 3月3日 (金)

■ **案の公表場所** 担当課、市役所ロビー、牛根・新城両支所、市HP

■ **意見提出方法** 直接、郵送、FAX、メール、市HP専用フォームでの投稿